

表2. 平成26年度定期予防接種対象年齢

65歳	昭和24年4月2日～昭和25年4月1日生
70歳	昭和19年4月2日～昭和20年4月1日生
75歳	昭和14年4月2日～昭和15年4月1日生
80歳	昭和 9年4月2日～昭和10年4月1日生
85歳	昭和 4年4月2日～昭和 5年4月1日生
90歳	大正13年4月2日～大正14年4月1日生
95歳	大正 8年4月2日～大正 9年4月1日生
100歳	大正 3年4月2日～大正 4年4月1日生
101歳以上	大正 3年4月1日以前に生まれた方

◆平成26年度に対象とならない65歳以上の方へ
平成26年度に対象となっており、過去に一度も肺炎球菌ワクチン接種を受けていない65歳以上で接種を希望する方を対象に、行政措置予防接種を実施します。接種期間、費用、申し込みは定期予防接種対象者と同じです。

医療機関／町が契約した深谷市・大里郡医師会内の医療機関

健康被害救済制度
定期予防接種後、または行政措置予防接種後に生活に支障を残すような健康被害が生じた場合に適用される救済制度があります。詳しくは保健福祉総合センターへお問い合わせください。

問い合わせ／保健福祉総合センター(☎581・8500)へ。

表3. 町内の予防接種契約医療機関

契約医療機関	電話番号	住所	水痘	肺炎球菌	インフルエンザ
五十嵐整形外科医院	☎580・1482	大字桜沢1017-5	×	○	○
市川医院	☎581・0535	大字寄居1056	×	○	○
おぶすま診療所	☎582・2211	大字赤浜965-2	○	○	○
小久保医院	☎584・2030	大字用土2176-2	×	○	○
埼玉よりい病院	☎579・2788	大字用土395	○	○	○
佐伯医院	☎581・0204	大字寄居988	○	○	○
清水医院	☎581・0051	大字寄居657	○	○	○
高間クリニック	☎581・0751	大字寄居671-3	×	○	○
田中医院	☎582・0015	大字赤浜1157	×	○	○
林りくろう診療所	☎584・7545	大字用土5402-6	○	○	○
はらしま医院	☎586・0081	大字保田原163-7	○	○	○
藤野クリニック	☎581・1035	大字寄居1153-1	○	○	○
松本医院	☎581・1106	大字寄居886-2	○	○	○
山田医院	☎581・0066	大字寄居953-2	×	○	○
山田整形外科内科医院	☎581・6761	大字桜沢218-5	○	○	○
用土医院	☎579・1555	大字用土2225-4	○	○	○
寄居本町クリニック	☎580・2550	大字寄居808-1	○	○	○

※医療機関によって受けられる予防接種の種類が異なります。



10月1日から 水痘ワクチンおよび高齢者用肺炎球菌ワクチンが 定期予防接種となります！

水痘とはいわゆる「みずぼうそう」のことで、水痘帯状疱疹ウイルスによって引き起こされる感染症です。感染力が強く、5歳までに80%の子どもがかかるといわれています。主に空気感染により、10日～20日の潜伏期間の後、発疹・発熱の症状が起きます。一般に軽症で済みますが、まれに重症化することもあります。また、妊婦が感染すると、赤ちゃんが先天性水痘症候群等の病気になるリスクがあります。

定期予防接種の対象者は、1歳から3歳の誕生日の前日までのお子さんです。経過措置として、平成26年度に限り3歳～5歳の誕生日の前日までのお子さんも対象となります。対象者には、水痘予防接種依頼書兼予診票(複写式)をお送りします。

なお、任意接種(自費)を受けたことがある方は、既に接種を受けたものとみなし、定期予防接種の対象外となる場合があります。表1をご覧ください。ご不明な点がありましたら保健福祉総合センターへご相談ください。

標準的な接種期間
・初回接種…生後1歳から1歳3カ月までの期間に1回接種
・追加接種…初回接種終了後、6カ月から12カ月の間隔をおいて1回接種

医療機関／町内で接種が受けられる医療機関は表3のとおりです。町外の医療機関で接種を希望する方は、事前に保健福祉総合センターへご相談ください。

持参するもの／水痘予防接種依頼書兼予診票(複写式)、健康保険証、母子健康手帳、保護者が同伴できない場合は委任状

費用／無料
※全額公費負担です。平成26年10月1日以前に受けた任意接種の還付(返金)はありません。

その他／既に水痘にかかったことがある方は対象外です。

表1. 対象および接種回数等

平成26年10月1日以前に受けた水痘ワクチンの回数		接種日の年齢が1歳～3歳の誕生日の前日までの方	接種日の年齢が3歳～5歳の誕生日の前日までの方(平成26年度に限る)
1歳以降に3カ月以上の間隔をおいて2回接種	2回接種とみなす	対象外	対象外
1歳以降に3カ月未満の間隔をおいて2回以上接種	1回接種とみなす	対象 1回目の接種日から3カ月以上の間隔をおいて1回接種	対象外
1歳以降に1回接種	1回接種とみなす	1回目の接種日から3カ月以上の間隔をおいて1回接種	対象外
未接種		対象 3カ月以上の間隔をおいて2回接種	対象 1回接種
既に水痘にかかったことがある方		対象外	対象外

高齢者用肺炎球菌ワクチン
肺炎は、死亡原因の中で脳血管疾患を上回り第3位となっています。高齢者が肺炎にかかり急速に症状が進行した場合、抗生物質等の治療では間に合わないことも少なくありません。

肺炎球菌ワクチンは、免疫がつくまでに3週間ほどかかります。すべての肺炎球菌を予防することはできませんが、1回の接種で5年以上免疫が持続するといわれています。インフルエンザが流行する前に受けましょう。

なお、町では平成18年度より75歳以上の方を対象に「高齢者肺炎球菌ワクチン接種料金の一部助成」を実施してきましたが、定期予防接種になったため平成26年9月で終了となりました。10月1日以降、お手持ちの「高齢者肺炎球菌予防ワクチン接種券」は使用できませんので、ご注意ください。

対象／町内在住で過去に一度も肺炎球菌ワクチン接種を受けていない次の方
①表2に該当する方
②60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方として『厚生労働省令』で定められた方(身体障害1級程度)

接種期間／10月1日(水)～平成27年3月31日(火)

医療機関／町内で接種が受けられる医療機関は表3のとおりです。町外の医療機関で接種を希望する方は、事前に保健福祉総合センターへご相談ください。また、契約外の医療機関で接種を受ける場合は償還払いとなりますので、この場合も事前に保健福祉総合センターへご相談ください。

持参するもの／高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種依頼書兼予診票、健康保険証、生活保護世帯の方は生活保護受給者証、身体障害者手帳をお持ちの方は手帳

費用／4,000円
※8,000円のうち町が4,000円を負担します。個人負担4,000円を契約医療機関の窓口にお支払ってください。なお、生活保護世帯の方のみ全額公費負担となります。